

# 武蔵野市議会改革検討結果について（報告）

令和5（2023）年2月

武 蔵 野 市 議 会



## 目 次

第 1	はじめに	1
第 2	議会運営委員会による検討	2
第 3	議会改革検討期間	2
第 4	議会改革検討に関する議会運営委員会及び懇談会の開催回数 ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第 5	議会運営委員会委員	3
第 6	他市への調査事項	4
第 7	議会改革の協議事項に関する研修会	4
第 8	意見交換会	4
第 9	議会改革事項一覧と検討順位	5
第 10	協議日程及び検討内容	7
第 11	検討結果と決定事項	11
第 12	おわりに	35

## 第1 はじめに

武蔵野市議会では、議会運営の迅速化、効率化を図り、市議会をより市民にわかりやすく、身近なものにするため、これまでも継続的に議会改革を行ってきました。

令和2（2020）年4月1日に武蔵野市議会基本条例が施行された後、令和2（2020）年度は、まず議会基本条例関係諸規定の検討及び整備を行いました。その後、議会基本条例制定に伴う課題の検討を行うこととし、令和3（2021）年6月までの間、協議する会議体の検討や各会派から提案された改革事項の整理、協議を進める際の順位付けを行いました。その結果、議会運営委員会において、各会派及び会派に属さない議員から提案された32項目を、点数順に協議することとなりました。

令和3（2021）年6月21日付けで、議長から議会運営委員長へ、議会改革事項の調査を行うことが諮問され、議会運営委員会及び議会運営委員会懇談会における協議が始まりました。また、協議を開始するにあたり、同年7月7日には、議長主催研修会として、吉田利宏氏を講師に迎えた研修会を実施し、議論の方向性について御示唆をいただきました。

その後、令和4（2022）年6月の委員改選を挟み、引き続き議会運営委員会及び議会運営委員会懇談会にて継続的に協議が行われました。同年11月27日には、市民と議会との意見交換会を実施し、改革事項に対する貴重な御意見をいただきました。

この度、全ての項目について一通りの検討を終えることができましたので、令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度を通じての議会改革検討結果について報告いたします。

## 第2 議会運営委員会による検討

議会改革協議の進め方については、令和3（2021）年2月18日及び同年4月14日の議会運営委員会において、同年6月22日から2か年にわたって検討を行うことが決定した。

議会運営委員会所管事項は議会運営委員会において、その他の会議等の所管事項については、令和3（2021）年6月21日付けで議長から議会運営委員長宛での諮問に基づき、議会運営委員会において検討を行った。なお、諮問事項は下記のとおり。

### 記

#### 1 諮問事項

- (1) 「議会改革事項一覧（項目別）」に記載された事項のうち、各会派代表者会議及び議会広報委員会の所管に属する事項
- (2) 前号に掲げる事項に関連する一切の事項

#### 2 諮問内容

前項の諮問事項について調査すること。

#### 3 答申の提出時期

令和5（2023）年3月定例会最終日までの間で、随時答申すること。

## 第3 議会改革検討期間

- 1 令和3（2021）年6月22日から令和4（2022）年6月2日まで（令和3（2021）年度委員）
- 2 令和4（2022）年7月6日から令和5（2023）年2月27日まで（令和4（2022）年度委員）

## 第4 議会改革検討に関する議会運営委員会及び懇談会の開催回数

	令和3年度 (令和3年6月22日 ～令和4年6月2日)	令和4年度 (令和4年7月6日～ 令和5年2月27日)
議会運営委員会	11回	7回
議会運営委員会懇談会	12回	12回

## 第5 議会運営委員会委員

- 1 令和3（2021）年度（任期 令和3（2021）年6月7日から令和4（2022）年6月8日まで）

委員長 小美濃安弘（自由民主・市民クラブ）  
副委員長 落合 勝利（市議会公明党）  
委員 深田貴美子（改革武蔵野・都民ファースト）（注1）  
宮代 一利（ワクワクはたらく）  
内山さとこ（自治と共生）  
与座 武（自由民主・市民クラブ）  
橋本しげき（日本共産党武蔵野市議団）  
山本ひとみ（小さな声を活かす会）（注2）  
西園寺みきこ（立憲民主ネット）  
深沢 達也（立憲民主ネット）（注3）

- 2 令和4（2022）年度（任期 令和4（2022）年6月9日から令和5（2023）年4月30日まで）

委員長 落合 勝利（市議会公明党）  
副委員長 木崎 剛（自由民主・市民クラブ）  
委員 宮代 一利（ワクワクはたらく）  
内山さとこ（自治と共生）  
与座 武（自由民主・市民クラブ）  
橋本しげき（日本共産党武蔵野市議団）  
山本ひとみ（小さな声を活かす会）  
西園寺みきこ（立憲民主ネット）

注1 任期は、令和3（2021）年6月7日から同年9月22日まで

注2 任期は、令和4（2022）年1月21日から同年6月8日まで

注3 任期は、令和3（2021）年9月22日から令和4（2022）年1月21日まで

なお、議会改革の協議の際には、土屋美恵子議長及び川名ゆうじ副議長がオブザーバーとして出席した。

## 第6 他市への調査事項

令和3（2021）年7月 議会改革に係る調査を実施（多摩地域25市）

## 第7 議会改革の協議事項に関する研修会

議会改革の協議に資するため、議長主催研修会を行った。なお、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置実施期間中であったため、正副議長及び議会運営委員会委員は議会委員会室で参加し、その他の議員はオンラインでの研修参加とし、質疑への参加も可能とした。

- 1 日時 令和3（2021）年7月7日（水曜日）午前10時から午前11時45分まで
- 2 場所 議会委員会室
- 3 講師 吉田 利宏 氏（元衆議院法制局参事）
- 4 内容 武蔵野市議会改革の協議事項について

## 第8 意見交換会

武蔵野市議会基本条例第9条の規定に基づき、議会改革の検討状況等について、これまでの取組を報告し、意見交換を行うため、市民と議会との意見交換会を行った。会場での参加のほか、オンラインで参加し、質疑することも可能とした。

- 1 日時 令和4（2022）年11月27日（日曜日）午後1時30分から午後3時45分まで
- 2 場所 武蔵野スイングホール10階 スカイルーム
- 3 内容  
市民と議会との意見交換会「もっと知りたい！議会のこと」
  - (1) 議会基本条例と議会改革についての趣旨説明
  - (2) 趣旨説明に対する質疑応答
  - (3) 意見交換

詳細は、「令和4年度 市民と議会との意見交換会『もっと知りたい！議会のこと』報告書」参照のこと。

## 第9 議会改革事項一覧と検討順位

令和3（2021）年6月22日から議会改革の検討を開始するにあたり、各会派から提出された議会改革事項一覧と検討順位については、以下のとおりである。

所管	大項目	中項目	項目番号 (注1)	課題	項目点 (注2)	
議会運営委員会	全般的事項	議員定数	1	議員定数について	9	
		議会基本条例	見直し手続	2(1)	基本条例の見直しに外部評価を入れる	16
					見直し手続	
					条例見直し手続の外部評価	
		議会基本条例	定義	2(2)	用語の定義	12
			意見交換会	3	市民との意見交換会	18
		政策形成	4	議会による政策形成の在り方の研究	15	
		会派に属さない議員・会派	5	5	議運における「会派に属さない議員」の対応	16
					議会運営委員会における会派に属さない議員の位置付けの見直し	
					一人会派について	
	会派					
	質問・発言	代表質問	6	代表質問を事前通告制にする	12	
				代表質問・一般質問の質問項目を傍聴者に配布		
		一問一答	7	一問一答形式	13	
	議員間討議	8	議員間討議	16		
	委員会	委員会構成	9	4 常任委員会を3 常任委員会へ	13	
				常任委員会の構成について		
		委員長報告	10	委員長報告作成	14	
	オンライン出席	11	委員会へのオンライン出席を可能にする検討	16		
	傍聴・設備	傍聴者のスマホ・タブレット	12	傍聴者のタブレット持込み	13	
				傍聴者のスマホ・タブレットの持込み可		
				委員会傍聴者のためのタブレット設置		
		ディスプレイ	13	本会議場への大型ディスプレイの設置	14	
	水分補給	14	本会議、委員会での水分補給について	14		
	資料・アンケート配付	15	傍聴者への資料配付・アンケート配付	15		
	選挙	議長選挙	16	議長選挙の具体的フロー図の検討	13	
				議長選挙		
請願・陳情	陳情	17	陳情の採択に関する判断基準について	9		

所管	大項目	中項目	項目番号 (注1)	課題	項目点 (注2)
各会派代表者会議	議員全般	議員研修	18	議会改革推進のための計画的な議員研修実施	12
		会派離脱	19	正副議長の会派離脱	9
		四者	20	四者協議の目的、在り方について	14
		議員構成	21	議員構成について	15
		欠席規定・議員報酬減額	22	議員報酬の特例 産休・育休・看護休暇等について	18
	設備	議会図書室	23	議会図書室の活用計画作成	12
		セキュリティ	24	議会フロアのセキュリティ強化	15
	災害時	B C P	25	議会 B C P の再検討	18
		災害時	26	災害時対応	20
	代表者会議	代表者会議	27	各会派代表者会議についての規定 議会の予算要求に関する全会一致ルールについて	17
議広運報	広報・広聴	広報・広聴	28	議会広報委員会の設置規程と所管事項の見直し	16
				広報広聴の充実	
各会派代表者会議 議会運営委員会	ペーパーレス化	ペーパーレス化	29	議員ポストに配布される招集の案内や鑑文のペーパーレス化について	18
				議会でのペーパーレス推進	
事務局体制	事務局体制	事務局体制	30	事務局体制の充実（人員増）	16
全て	会議体の権限	会議体の権限	31	議会広報委員会、全員協議会、各会派代表者会議、議会運営委員会の権限、在り方について	14

注1 各項目番号は、「第11 検討結果と決定事項」における項目番号と対応している。

注2 検討の開始にあたり、各会派において、項目案に対し◎（3点 最優先で検討すべきもの）、○（2点 次に検討すべきもの）、△（1点 優先的でないもの）を付し、その合計点を各項目案の点数とした。

最終的に、各中項目の中で一番高い項目案の点数を、当該中項目の項目点とし、項目点の高い中項目から順に協議することとした。

※ 提出された項目のうち、議会基本条例における市民の定義、議会改革協議の優先順位及び発言内容の繰返しの自粛については、意見や要望であるため、検討の対象外とした。

※ 提出された項目のうち、議員住所の公開については、至急別の会議体で協議することとしたため、検討の対象外とした。

## 第10 協議日程及び検討内容

「第9 議会改革事項一覧と検討順位」に記載の議会改革項目について、項目点の高い中項目から順に協議することとした。

協議日程と検討内容は、以下のとおりである。

### 1 令和3（2021）年度

回	開催日	検討内容
1	令和3年6月22日 議会運営委員会	○議会改革協議開始にあたっての調査等について ○議会改革事項について（諮問）
2	令和3年7月7日 議会運営委員会懇談会	○議会改革の協議事項に関する研修会 ○議会改革協議の今後の進め方について
3	令和3年7月21日 議会運営委員会懇談会	○各市への調査結果について ○検討項目 ・災害時対応／BCP／意見交換会
4	令和3年8月10日 議会運営委員会	○検討項目 ・災害時対応／BCP／意見交換会
5	令和3年8月25日 議会運営委員会懇談会	○検討項目 ・災害時対応／BCP／意見交換会
6	令和3年9月2日 議会運営委員会	○検討項目 ・災害時対応 ・ペーパーレス化／欠席規定・議員報酬減額／ 代表者会議
7	令和3年10月6日 議会運営委員会 議会運営委員会懇談会	○検討項目 ・ペーパーレス化／欠席規定・議員報酬減額／ 代表者会議
8	令和3年10月19日 議会運営委員会	○検討項目 ・ペーパーレス化／代表者会議 ・会派に属さない議員・会派
9	令和3年11月9日 議会運営委員会 議会運営委員会懇談会	○検討項目 ・ペーパーレス化／代表者会議 ・会派に属さない議員・会派
10	令和3年11月16日 議会運営委員会	○検討項目 ・事務局体制／オンライン出席
11	令和4年1月12日 議会運営委員会懇談会	○議会改革協議のスケジュール等について ○検討項目 ・会派に属さない議員・会派 ・議会基本条例・見直し手続
12	令和4年1月21日 議会運営委員会	協議を予定したが検討項目の議事に入れなかった

回	開催日	検討内容
13	令和4年2月8日 議会運営委員会懇談会	○検討項目 ・会派に属さない議員・会派 ・オンライン出席 ○市民意見交換会のスケジュールについて
14	令和4年2月16日 議会運営委員会	○検討項目 ・オンライン出席 ○災害時対応（議長の職務代理者）について
15	令和4年3月30日 議会運営委員会懇談会	○市民意見交換会について ○検討項目 ・広報・広聴
16	令和4年4月13日 議会運営委員会懇談会	○市民意見交換会について ○検討項目 ・広報・広聴／議員間討議 ○BCPについて
17	令和4年4月26日 議会運営委員会懇談会	○市民意見交換会について ○検討項目 ・議員間討議
18	令和4年5月9日 議会運営委員会 議会運営委員会懇談会	○市民意見交換会について ○検討項目 ・議員間討議 ・セキュリティ／政策形成
19	令和4年5月23日 議会運営委員会懇談会	○市民意見交換会について ○検討項目 ・政策形成／議員構成
20	令和4年6月2日 議会運営委員会	○検討項目 ・会派に属さない議員・会派 ○市民意見交換会について ○BCPについて

## 2 令和4（2022）年度

回	開催日	検討内容
1	令和4年7月6日 議会運営委員会懇談会	○検討項目 ・資料・アンケート配付／委員長報告／ディスプレイ ・水分補給 ○市民意見交換会について ○BCPについて
2	令和4年7月20日 議会運営委員会懇談会	○検討項目 ・会議体の権限／四者／水分補給 ・傍聴者のスマホ・タブレット／委員会構成 ○市民意見交換会について ○BCPについて

回	開催日	検討内容
3	令和4年8月1日 議会運営委員会 議会運営委員会懇談会	○検討項目 ・水分補給 ・傍聴者のスマホ・タブレット／委員会構成／議長選挙 ○市民意見交換会について ○BCPについて
4	令和4年8月23日 議会運営委員会懇談会	○市民意見交換会について ○検討項目 ・傍聴者のスマホ・タブレット／委員会構成／議長選挙 ○BCPについて
5	令和4年8月29日 議会運営委員会	○市民意見交換会について ○検討項目 ・傍聴者のスマホ・タブレット
6	令和4年10月11日 議会運営委員会懇談会	○検討項目 ・傍聴者のスマホ・タブレット／議長選挙 ○市民意見交換会について ○BCPについて
7	令和4年10月25日 議会運営委員会懇談会	○検討項目 ・傍聴者のスマホ・タブレット ・一問一答／議会図書室／議員研修 ○市民意見交換会について ○BCPについて
8	令和4年11月7日 議会運営委員会 議会運営委員会懇談会	○検討項目 ・傍聴者のスマホ・タブレット ・一問一答／議員研修 ○市民意見交換会について ○BCPについて
9	令和4年11月18日 議会運営委員会懇談会	○市民意見交換会について ○BCPについて ○検討項目 ・議会基本条例・定義／代表質問／議員定数
10	令和4年12月1日 議会運営委員会	○市民意見交換会について ○検討項目 ・議会基本条例・定義／代表質問 ○BCPについて
11	令和4年12月22日 議会運営委員会懇談会	○市民意見交換会について

回	開催日	検討内容
12	令和5年1月11日 議会運営委員会懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民意見交換会について</li> <li>○検討項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例・定義／代表質問</li> <li>・陳情／会派離脱</li> </ul> </li> <li>○BCPについて</li> <li>○ペンディング項目について <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン出席</li> </ul> </li> </ul>
13	令和5年1月20日 議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民意見交換会について</li> <li>○BCPについて</li> <li>○検討項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例・定義</li> </ul> </li> <li>○ペンディング項目について <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例・見直し手続／一問一答</li> </ul> </li> <li>○議会改革報告書について</li> </ul>
14	令和5年1月25日 議会運営委員会懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○BCPについて</li> <li>○ペンディング項目について <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例・見直し手続／一問一答</li> </ul> </li> <li>○議会改革報告書について</li> </ul>
15	令和5年2月8日 議会運営委員会懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○BCPについて</li> <li>○議会改革報告書について</li> </ul>
16	令和5年2月15日 議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○BCPについて</li> <li>○議会改革報告書について</li> </ul>
17	令和5年2月27日 議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○BCPについて</li> <li>○議会改革報告書について</li> </ul>

## 第11 検討結果と決定事項

「第9 議会改革事項一覧と検討順位」に記載の議会改革項目について、各検討項目の課題と提案内容、検討結果は、以下のとおりである。

なお、項目の番号は「第9 議会改革事項一覧と検討順位」の各項目番号と対応している。

### < 全般的事項 >

#### 1 議員定数

##### 【課題】

議員定数について

##### 【提案内容】

「令和3年度税制改正に対する提言」（公益財団法人全国法人会総連合）に「（5）地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。」とあり、コロナ禍における今後の議会の在り方の検討をすべきと考える。

##### 【検討結果】

検討を開始する時点で、提案した会派が無くなっていること及び提案会派に所属していた議員に確認したが内容が不明であることから、令和4（2022）年11月18日の議会運営委員会懇談会において、議論を割愛することで決定した。

#### 2 議会基本条例

##### (1) 見直し手続

##### 【課題】

- ア 基本条例の見直しに外部評価を入れる
- イ 見直し手続
- ウ 条例見直し手続の外部評価、議会基本条例第25条に基づく検証方法の決定と実施

##### 【提案内容】

- ア (ア) 市民と議会の意見交換会実施
  - ・多様な方法の研究をするためまず市民に意見を聞く。
  - ・昨年来、オンライン開催が可能となった。
  - ・予算決算への市民意見の反映

- (イ) 無作為抽出による市民アンケート実施
  - ・市民が議会をどう見ているか定点観測として定例化する。
- (ウ) 議会モニター制度新設
  - ・無作為抽出による市民数人に、議会傍聴・広報広聴への意見提出などを行ってもらおう。

以上(ア)から(ウ)までを制度として位置付ける。

イ 議会運営委員会で見直し課題を出してもらい、課題を検証する。見直しの回数をどうするかも検討する必要がある。

ウ 市民に答えた以上、実行・実現する責任がある（市民との意見交換会、議員間討議、災害時対応（令和3（2021）年1月8日の確認でよいか）、条例見直し手続の外部評価など）。

条例に定めた以上、速やかに実行しなければならない。本来は各年度ごとに検証し、評価結果を公表、市民に説明する責任がある。

#### 【検討結果】

令和5（2023）年1月25日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定した。

## (2) 定義

#### 【課題】

用語の定義

#### 【提案内容】

自治基本条例では市民の定義を入れているが、同様とするのか検討を行う。

#### 【検討結果】

令和5（2023）年1月20日の議会運営委員会において、武蔵野市議会基本条例前文の逐条解説に追記（下線部）することで決定した。

#### （逐条解説）

武蔵野市議会基本条例の前文は、条例の制定の趣旨、理念、目的を述べ、基本的な考え方を明らかにするものです。

武蔵野市議会基本条例の前文では、まず第1段落において、議会は市長とは別の選挙で選ばれた議員により構成されており、異なる機関であることと、それぞれが緊張関係を持ちながら市民のために活動していく役割を持つことを掲げました。

第2段落は、これまでの武蔵野市議会の取組みを示しました。

第3段落は、法律が変わったことから議会の責務がより重くなっ

た社会背景と議会が政策立案をより行っていく必要性を掲げています。

第4段落及び第5段落では、これらの背景から、市議会としての機能をさらに発揮し、市民のために活動する決意を示しています。

なお、本条例で示す「市民」の定義については、同時期に制定・施行されました武蔵野市自治基本条例（令和2年4月1日施行）を参考としたうえで、本条例においては、市民の考え方を幅広く捉えることを趣旨としたため、あえて設けていません。

（R5. 1. 20議会運営委員会）

### 3 意見交換会

#### 【課題】

市民との意見交換会

#### 【提案内容】

ア どのように進めていくのか、開催単位や参加者などを明文化していく。

イ 市民に答えた以上、実行・実現する責任がある（市民との意見交換会、議員間討議、災害時対応（令和3（2021）年1月8日の確認でよいか）、条例見直し手続の外部評価など）。

#### 【検討結果】

令和4（2022）年11月27日に市民意見交換会を実施した。詳細は「令和4年度 市民と議会との意見交換会『もっと知りたい！議会のこと』報告書」を参照のこと。

### 4 政策形成

#### 【課題】

議会による政策形成の在り方の研究

#### 【提案内容】

議案審議だけでなく、議会からの政策提案強化のため。

- ・会津若松市議会での事例に学び、予算編成の年間スケジュールの中に、議会からの政策提案を組み込む。そのための議員同士の政策論議と合意形成の場を設ける。

#### 【検討結果】

令和4（2022）年5月23日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定した。

## 5 会派に属さない議員・会派

### 【課題】

- ア 議運における「会派に属さない議員」の対応
- イ 議会運営委員会における会派に属さない議員の位置付けの見直し
- ウ 一人会派について
- エ 会派、一人会派、会派に属さない議員の討論

### 【提案内容】

- ア 現在の会派に属さない議員の取扱いである「オブザーバーとして出席は認めるが、発言はできない。」は、現状と異なっているため。
  - ・現状に合わせる。「必要に応じて会派に属さない議員の意見を聞くことができる」と修正する。
  - ・議決権はない。常時発言はできない。報告はしない。
  - ・通知（日程案内）は、（正式の議運と非公式の懇談会含め）メールで通知する、としてはどうか。
- イ 議会基本条例第5条第4項に基づき、会派に属さない議員の意見を議会運営に反映することが必要である。現状と合っていない取扱いを見直し、議会運営委員会の準構成メンバーとして発言できるようにするべき（議決権については協議する。）。
- ウ 昨年（令和2（2020）年）末、東村山市議会で、一人会派を認めないとして、新聞報道された。今一度、課題の本質を振り返り、それこそ市民意見を反映してみる必要があるのではないかと考える。
- エ 会派の定義について、各議案等に対して同じ態度をとることなど、同じ定義を議会全体で共有することは難しい。各会派内の申し合わせによるのではないか。
  - 一人の議員であっても、議会だよりやホームページには、属している団体名は出すことができるようにすべきである。
  - 現在、会派に属さない議員の討論のうち予算、決算などの賛否の討論は議会だよりに掲載されないが、討論は重要であり、載せるべきである。

### 【検討結果】

令和4（2022）年6月2日の議会運営委員会において、次のとおり取扱いとすることで決定した。

○ 会派に属さない議員の取扱いについて

武蔵野市議会基本条例（令和2年3月武蔵野市条例第1号）第5条第4項において、会派に属さない議員の意見を議会運営に反映するよう配慮するものとしていることに鑑み、議会運営委員会における会派に属さない議員の取扱いについては、以下のとおりとする

- 1 議会運営委員会は、武蔵野市議会会議規則（昭和26年8月議会規則第8号）第55条の2（委員外議員の発言）に基づき、会派に属さない議員の意見を聞くよう努めるものとする。
- 2 会派に属さない議員に対して、議会運営委員と同様に、開会日時を連絡し、資料を送付するものとする。ただし、事後の報告は行わない。

（S 58. 5. 20議会運営委員会）

（S 58. 5. 6各会派代表者会議）

（R 4. 6. 2議会運営委員会）

< 質問・発言 >

6 代表質問

【課題】

代表質問を事前通告制にする、代表質問・一般質問の質問項目を傍聴者に配布

【提案内容】

質問項目を事前に通告することにより、より充実した議論ができるようにするため。

傍聴者にわかりやすいようにするため、現在市議会の一般質問のページに掲載している程度の内容を傍聴者に配布する。

【検討結果】

令和5（2023）年1月11日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりですることで決定した。

7 一問一答

【課題】

一問一答形式

【提案内容】

行うことはよいが、自席で質疑をするか、回数や時間制限等を具体的に決めることが必要と考える。一括質疑は内容が分かりに

くい点や、答弁漏れがある。

**【検討結果】**

令和5（2023）年1月25日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定したが、課題等を含めて継続して協議することを引き継ぐこととした。

8 議員間討議

**【課題】**

議員間討議

**【提案内容】**

ア 運用方法を具体的に決めること等が必要と考えるので検討する。

イ 市民に答えた以上、実行・実現する責任がある（市民との意見交換会、議員間討議、災害時対応（令和3（2021）年1月8日の確認でよいか）、条例見直し手続の外部評価など）。

ウ 市民が一番知りたいのは、各々の議員の思想と考え方と主張にある。とりわけ、陳情においては、質疑と結果が結び付かないことから、陳情者が納得できる結果にならないことが多々見受けられる。本市は、陳情を丁寧に審議する習慣にあることから、陳情審査から、議員間討議を取り入れてみるのはいかがであろうか。

エ 議員間討議も、議員の政策対応力を磨き、議論を深めるため重要である。今後活用されることを期待している。

**【検討結果】**

令和4（2022）年5月9日の議会運営委員会において、次のとおりの取扱いとすることで決定した。

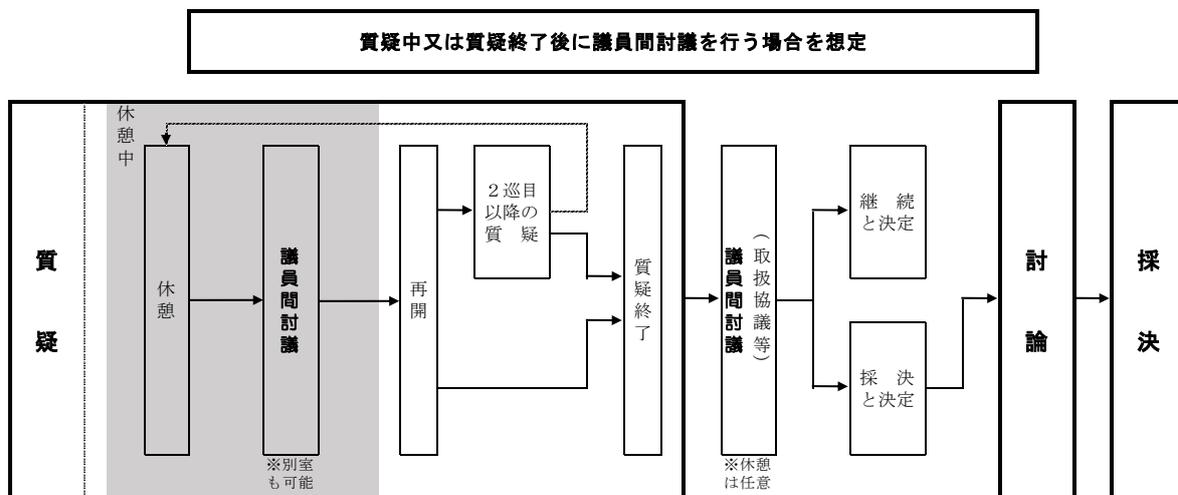
○ 議員間討議の実施について

委員会での議員間討議については、委員長の判断により、別紙「議員間討議の例」を参考に行うことができることとする。なお、取扱協議等で議員間協議を行う場合は、武蔵野市議会基本条例第4条の趣旨に則り、原則として公開するものとする。

（H24. 11. 5 議運）

（R 4 . 5 . 9 議運 一部変更）

議員間討議の例



※ 質疑中においては、武蔵野市議会会議規則第29条第2項に「質疑に当たっては、自己の意見を述べる事ができない。」とあるため、休憩中に議員間討議を行うこととする。

< 委員会 >

9 委員会構成

【課題】

- ア 4 常任委員会を 3 常任委員会へ、予算特別委員会の常設
- イ 常任委員会の構成について

【提案内容】

- ア 議論の深化、議会日程の余裕
- イ 現在の 4 常任委員会という構成が適切か検討の時期が来ていると考える。会派構成とも関連していると考えているが、委員会での決議と本会議での決議がずれる事象が出ている。また、委員会により質疑に要する時間が大幅に異なっている現実がある。

【検討結果】

令和 4（2022）年 8 月 23 日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定したが、課題はあるため引き続き協議していくこととした。

10 委員長報告

【課題】

委員長報告作成

**【提案内容】**

事務局助力の増

**【検討結果】**

令和4（2022）年7月6日の議会運営委員会懇談会において、  
現行のとおりとすることで決定した。

11 オンライン出席

**【課題】**

委員会へのオンライン出席を可能にする検討

**【提案内容】**

多様な立場にある議員（子育て・介護・病気やけがなど）が委員会出席（質疑・議決含む）をオンラインで行う選択肢を増やす。  
・委員会条例の改正を検討する。

**【検討結果】**

令和5（2023）年1月11日の議会運営委員会懇談会において、  
現行のとおりとすることで決定したが、今後の検討課題としてこれまでの経過も含めて引き継ぐこととした。

< 傍聴・設備 >

12 傍聴者のスマホ・タブレット

**【課題】**

ア 傍聴者のタブレット持込み

イ 傍聴者のスマホ・タブレットの持込み可、委員会傍聴者のためのタブレット設置

**【提案内容】**

ア 推進

イ 傍聴者が自分のスマホ・タブレットで資料検索や市ホームページ閲覧ができるようにするため。

・音出しは禁止、ミュート必須とする。

・本会議場、委員会室とも。

委員会室の外でも、音声・映像ともに傍聴できるようにするため。

・傍聴する市民、待機中の説明員がともに使える。

・事務局内に専用タブレットを用意し、廊下でも見られる。

**【検討結果】**

令和4（2022）年11月7日の議会運営委員会において、次のと

おりの取扱いとすることで決定した（議会運営上の改善の提案として協議した。）。

○ 傍聴人による電子機器の使用について

傍聴人による電子機器（パソコン、タブレット、携帯電話及びスマートフォンをいう。以下同じ。）の使用については、次のとおりとする。

- 1 本会議場及び委員会室のいずれにおいても、会議運営の支障とならない限りでの使用を認める。ただし、通話、撮影及び録音は、認めない。
- 2 撮影又は録音をしようとする者は、武蔵野市議会傍聴規則（昭和55年9月議会規則第1号）第8条ただし書の規定により、議長又は委員長の許可を受けなければならない。

（R 4 . 2 . 16議会運営委員会）

○ 議員の電子機器の使用等について

議員によるパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）、タブレット型端末機（以下「タブレット」という。）、携帯電話、スマートフォン等（以下これらを「電子機器」という。）の使用については、次のとおりとする。

- 1 本会議における電子機器（タブレットを除く。）の使用は、認めない。

常任委員会、特別委員会、議会運営委員会及び議会広報委員会並びに全員協議会における携帯電話及びスマートフォンの使用は、認めない。傍聴の委員外議員についても同様とする。ただし、事前に議長又は委員長に申出をし、その許可を得た場合は、この限りでない。

- 3 パソコン及びタブレットについて、使用することができる機能は文字等の入力、保存データの参照並びにインターネット及び会議システムの閲覧とし、メール、SNS等による他人との通信、音が出る等会議の妨げとなる機能等の使用は認めない。傍聴の委員外議員についても同様とする。

- 4 本会議、全員協議会並びに常任委員会、特別委員会、議会運営委員会及び議会広報委員会において会議システムを活用した審議及び審査に使用する資料については、従来の紙媒体を原本とし、データは副本の扱いとする。

- 5 タブレット型端末機の使用基準について必要な事項を別途定

めるものとする（「武蔵野市議会タブレット型端末機使用基準」）。

6 執行部による電子機器の使用については、申出があった時点で、改めて協議することとする。

（R 4 . 11 . 7 議会運営委員会）

### 13 ディスプレイ

#### 【課題】

本会議場への大型ディスプレイの設置

#### 【提案内容】

一般質問などで活用し、質疑の趣旨を明確にし、議論を深めるため。

#### 【検討結果】

令和4（2022）年7月6日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定した。

### 14 水分補給

#### 【課題】

本会議、委員会での水分補給について

#### 【提案内容】

コロナ禍での保健衛生の観点から、適切な水分補給の確保をお願いしたい。

#### 【検討結果】

令和4（2022）年8月1日の議会運営委員会において、以下のとおりとすることで決定した。

ア 武蔵野市議会傍聴規則を改正する（下線部を追記）。

（傍聴規則）

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1)から(3)まで （略）

(4) 飲食（体調管理のための水分補給を除く。）又は喫煙をしないこと。

(5)及び(6) （略）

（令和4年8月10日施行）

イ 次のとおりの取扱いとする。

- 本会議場、委員会室及び全員協議会室での飲食について  
本会議場、委員会室及び全員協議会室（以下「本会議場等」という。）での飲食については、以下のとおりとする。
- 1 本会議場等においては、飲食は原則として禁止する。ただし、体調管理のための水分補給は可能とする。
  - 2 1ただし書の取扱いは、令和4年8月の閉会中委員会から1年間の試行とし、試行期間終了後、再度検討するものとする。
  - 3 水分補給のために持ち込むことができるものは、密閉することができる蓋付きの容器のみとし、机上には置かないこととする。なお、傍聴者についても同様の取扱いとする。
- （R4. 8. 1 議会運営委員会）

## 15 資料・アンケート配付

### 【課題】

傍聴者への資料配付・アンケート配付

### 【提案内容】

委員会・本会議の傍聴参加者に対して議員への配付資料を配付すべき。一般質問の傍聴者にも通告表を配るべき。傍聴者へのアンケートも議会で用意し御意見を伺うべき。

### 【検討結果】

令和4（2022）年7月6日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定した。

## < 選挙 >

## 16 議長選挙

### 【課題】

ア 議長選挙の具体的フロー図の検討

イ 議長選挙

### 【提案内容】

ア 令和5（2023）年改選後の議長選挙で、市民や新人議員にわかりやすくするため。議長候補者が誰なのか、何をしたいのか、明確にするため。

イ 現状維持で行う。

- ・立候補ではなく、会派推薦で選挙を行う。
- ・所信表明は、自由とする。

・公開はしなくて良い。

**【検討結果】**

令和4（2022）年10月11日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定したが、継続して検討する項目として次期の議会に申し送ることとした。

< 請願・陳情 >

17 陳情

**【課題】**

陳情の採択に関する判断基準について

**【提案内容】**

陳情審査をする際、「記書きが全てである」「陳述は参考まで」「願意で採択する」など、様々なルールが聞こえてくるが、明確な規定がない。議員により認識が異なっていると感ずるので、調整、共有化が必要ではないか。

**【検討結果】**

令和5（2023）年1月11日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定した。

< 議員全般 >

18 議員研修

**【課題】**

議会改革推進のための計画的な議員研修実施

**【提案内容】**

条文を具体化するため。

- ・先進自治体議会の実践例を、議員全員で聞く場を計画的に設け、武蔵野市議会に反映させる。

**【検討結果】**

令和4（2022）年11月7日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定したが、次期の議会運営委員会においても継続して計画的に研修等を行いながら議論を進めていくよう申し送ることとした。

19 会派離脱

**【課題】**

正副議長の会派離脱

**【提案内容】**

中立・公平、公正な立場にある正副議長は、特定の会派から離れることは当然である。

**【検討結果】**

令和5（2023）年1月11日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定した。

20 四者

**【課題】**

四者協議の目的、在り方について

**【提案内容】**

四者協議については規定がないことと、日常でも何の目的で、どんな議論がなされているのかが見えていない。

**【検討結果】**

令和4（2022）年7月20日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定した。

21 議員構成

**【課題】**

議員構成について

**【提案内容】**

多様な議員構成が望まれると考え、様々な状況（例えば育児・介護・闘病中、障害がある等）の市民が議員という役割を果たせるよう、議会改革を行う必要がある。

**【検討結果】**

令和4（2022）年5月23日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定した。

22 欠席規定・議員報酬減額

**【課題】**

ア 議員報酬の特例

イ 産休・育休・看護休暇等について

**【提案内容】**

ア 病気などで議員活動ができない場合、欠席期間・減額の割合等を決める。

イ 国会では、産前産後の配慮規定見直しとして、会議規則の欠

席規定の見直しを要請している。都議会では、既に出産だけでなく、介護・看護などの見直しに取り組んだと聞く。今後の社会状況に合わせた会議規則の見直しの一歩として、調査検討を求めたい。

**【検討結果】**

令和3（2021）年10月6日の議会運営委員会懇談会において、今回の議会改革での議論としては時期尚早ということで、現行のとおりとすることで決定した。

< 設備 >

23 議会図書室

**【課題】**

議会図書室の活用計画作成

**【提案内容】**

条文を具体化するため。

- ・選書方針の策定
- ・購入図書の見直し
- ・有料データベース（新聞記事検索、企業情報等）の新たな利用
- ・市政資料コーナー（西棟7階）との統合の検討
- ・市立図書館との連携内容の検討

**【検討結果】**

令和4（2022）年10月25日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定したが、活用実態等を整理する必要があるため、継続して検討する項目として引き継ぐこととした。

24 セキュリティ

**【課題】**

議会フロアのセキュリティ強化

**【提案内容】**

課題に記載のとおり

**【検討結果】**

令和4（2022）年5月9日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定した。

## < 災害時 >

### 25 B C P

#### 【課題】

議会 B C P の再検討

#### 【提案内容】

現在のフロー図では、感染症に対応しておらず「参集」を前提としているため。

- ・参集を前提とせず、オンライン活用を組み込んだフロー図へ。
- ・議長が欠けた時の順位の3位以下を「3位議運委員長 4位議運副委員長 5位総務委員長」としてはどうか。議会運営は四者で話し合うことが多いため（現状は3位総務委員長まで。）。
- ・昨年の経験を踏まえ、全員協議会だけでなく、各会派代表者会議を活用するフロー図にしてはどうか。

#### 【検討結果】

令和5（2023）年2月27日の議会運営委員会において、次のとおりのお取り扱いとすることで決定した。

#### ○ 武蔵野市議会業務継続計画（議会 B C P）

##### 第1 基本方針

##### 1 目的

平成23（2011）年、東日本大震災を契機として、公民問わず業務継続計画（以下「B C P」という。）の必要性が認識されるようになりました。令和2（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症による世界的なパンデミックでは、人との接触を避けるために外出や参集を控え、在宅ワークやオンライン会議など新たな業務の在り方が広がっています。

全国の各自治体では B C P の策定が進む一方、自治体議会においても議事機関として災害時に果たすべき役割は何か、また、執行機関である市長等との関係はどうあるべきか、という基本的課題をあらかじめ定めておくことが課題となっています。

武蔵野市議会では、令和2（2020）年に武蔵野市議会基本条例を定め、その第20条に「大規模災害においても機能を維持する」ことを規定しました。そこで、大規模災害時にも議会機能を維持するために、災害時における議員の行動指針、体制等について武蔵野市議会業務継続計画（以下「議会

BCP」という。)として定めるものです。

## 2 行動指針（議会・議員）

自治体議会は、議事機関として、条例の制定・改廃、予算の議決、市長等執行機関の監視という役割を担っています。こうした機能を災害時においても維持するために、議員は議事機関を構成する一員として公の責任を自覚し、議会BCPを踏まえて行動しなければなりません。

災害時には、速やかに自身の安否について相互に連絡を取り、議長の指示に基づいて行動するものとします。また、ソーシャルネットワークサービス（SNS）の使用に関しては、平常時はもとより、情報が錯綜し人々に不安が広がる災害時には、不確かな情報や、事実関係が明らかでない情報などが拡散しないよう厳に注意しなければなりません。

また、議会BCPを着実に遂行することができるよう、平時より連絡体制の確保やオンライン会議の実施等必要な訓練を行っていくものとします。

## 3 市長等（執行機関）と議会（議事機関）との関係

震災等の大規模災害時には、市長等執行機関は直ちに災害対策本部等を組織し、発災直後の初動体制から、応急・復旧の対策にあたることとなります。議会では、議会事務局長が災害対策本部の構成員として、市全体の情報を議会と共有するパイプ役となります。

議長は、議会事務局長を通じて市の災害対策本部との情報共有を図り、速やかに議員への連絡を行い、必要に応じて協議等を行います。また、議事機関としての機能を維持するために必要な業務を優先して取り組みます。

感染症等により市の対策本部が設置された場合も、同様の対応を行います。

## 第2 基本体制

### 1 想定する災害

- (1) 武蔵野市地域防災計画で想定する震災、風水害等、火山噴火降灰、大規模事故対策
- (2) 新型インフルエンザ等感染症対策計画により対策本部が設置される感染症
- (3) その他

### 2 行動体制

#### < 予防 >

平常時から、議員は自助・共助の活動に取り組むとともに、防災訓練等に参加するなど、災害時において冷静な対応をとるよう努めます。議会は、第1基本方針に基づく訓練等を定期的に行います。

#### < 発災直後 >

議会事務局の職員（以下「議会事務局」という。）は、

- (1) 議員の安否確認と情報提供
- (2) 議場等の管理
- (3) 被害の確認等

を行います。

議長（その職務を代理する者を含む。以下「議長等」という。）は、議会事務局と情報を共有し、議員への情報提供と必要な対応を指示します。

議員は自身と家族の安全を確保し、緊急の避難誘導、救護活動が必要な場合を除き、速やかに議会事務局に安否を報告します。議長等の指示があった場合は、それに従います。

#### < 応急・復旧 >

議長等は、情報共有、協議等を行うために、必要に応じて災害時代表者会議を招集します。

- (1) 災害時代表者会議の構成は、正副議長、各会派代表者1名、会派に属さない議員（オブザーバー）とします。可能な限り、全ての議員が参集します。
- (2) 災害時代表者会議での、被災状況等情報の取扱いについては、その都度議長等の指示に従います。
- (3) 個々の議員からの情報や要望等は、可能な限り議長等に集約し、議会全体で共有します。必要な場合は、議長等は議会事務局長を通じて災害対策本部に報告し、対応を求めます。
- (4) 感染症等、参集が困難な災害時には、タブレット等を使用しオンラインで開催します（当面は「災害、感染症等発生時の議会運営委員会懇談会におけるオンライン会議ガイドライン」を準用する。）。
- (5) 議長等は、全議員での協議が必要と判断した場合は、災害時全員協議会を招集することができます。
- (6) 詳細については、別紙議会危機管理フローのとおりとし

ます。

参考

○武蔵野市地域防災計画

災害対策総合政策部（議会班）、その他初動体制（72時間）

○震災対応型BCP

・発災直後

1 議員の安否確認と情報提供

2 議場その他関係各室の管理、被害確認

・1週間以内

会議等開催準備、議長連絡、議場等整備、応急修繕、物品手配

・1か月以内

議会関係事務 臨時会の調整、通常業務再開に向けた準備

○新型コロナウイルスBCP非常時優先業務

1 本会議・委員会等の運営

2 請願・陳情の受付

3 検証と見直し

この議会BCPは、市の地域防災計画等の見直しが行われた場合のほか、必要に応じて、各会派代表者会議において検証し、見直すものとします。

（R5.2.27議会運営委員会）

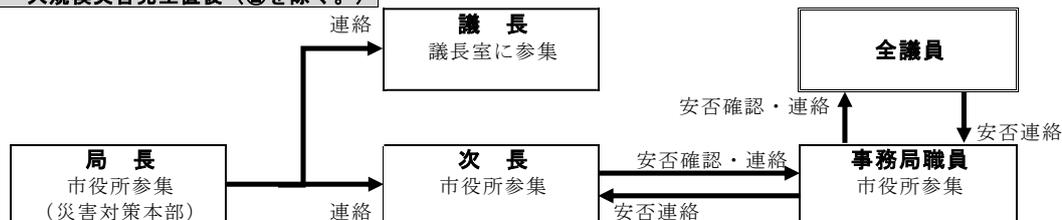
(H24. 6. 8 各会派代表者会議)

(R3. 9. 2 議会運営委員会)

## 議会危機管理フロー

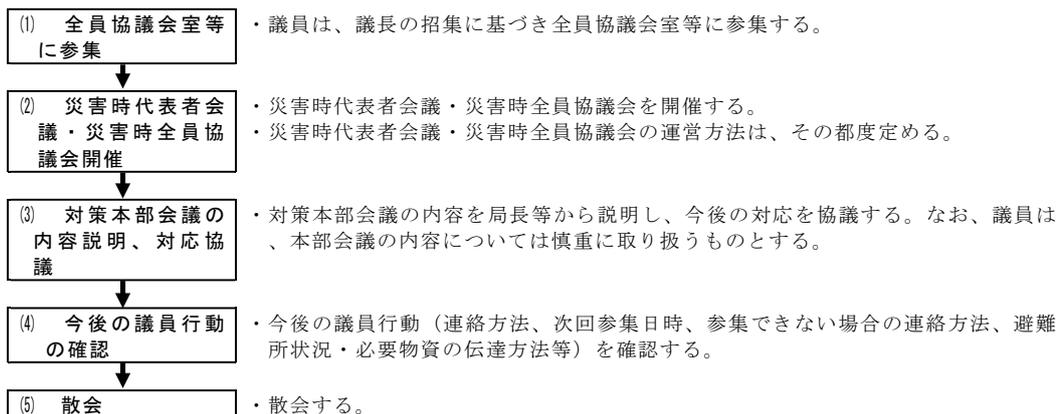
武蔵野市議会基本条例第20条の規定に基づき、大規模な災害が発生した非常時においても、議会機能を維持するため、①災害対策本部が設置されたとき若しくは震度5弱以上の地震が発生したとき又は②緊急事態宣言等による対策本部が設置されたときの対応は、次のとおりとする。

## 1 大規模災害発生直後（②を除く。）



- (1) 議長は、市役所議長室に参集する。
- (2) 局長をはじめとする議事事務局職員は、市役所へ参集する。
- (3) 議員及び事務局職員は、相互に安否連絡及び確認を行う。

## 2 災害時代表者会議又は災害時全員協議会を開催する場合



\* 災害時代表者会議は各会派代表者を、災害時全員協議会は全議員を対象とする。

\* 上記の会議における対象者の参集が困難な際は、オンライン会議により情報共有を図る。

●事務局は、次の内容について議員に貸与されているタブレット型端末機等に掲示する。

- ア 対策本部の状況
- イ 議員の安否状況
- ウ 議会の対応等

## 3 その他

- (1) 議長に事故があるときは、その職務を代理する第1順位は副議長、第2順位はあらかじめ議長が指名した者とする。
- (2) 事務局職員の分掌事務は、次のとおりとする。
  - ア 局長 本部会議出席・事務局待機
  - イ 次長 議員との連絡調整
  - ウ 職員 本部（連絡員、初動要員）・事務局・交代要員
- (3) 休日、夜間も上記に倣うが、該当する職にあたる者が参集できない場合は、下位の者が代理となる。
- (4) 事務局への連絡先は、次のとおりとする。 電話番号 0422-60-1882、0422-60-1883（直通）  
FAX 番号 0422-55-7555 e-mail アドレス ofc-gikai@city.musashino.lg.jp

## 26 災害時

### 【課題】

災害時対応

### 【提案内容】

ア 議長不在時の対応順はあるが、登庁できない場合はどのようにするか検討

今回のコロナ感染症のような災害事例に対して対応の検討

イ 市民に答えた以上、実行・実現する責任がある（市民との意見交換会、議員間討議、災害時対応（令和3（2021）年1月8日の確認でよいか）、条例見直し手続の外部評価など）。

### 【検討結果】

令和3（2021）年9月2日、令和4（2022）年2月16日及び令和5（2023）年2月27日の議会運営委員会において、次のとおりの取扱いとすることで決定した。

- 大規模災害発生時の議会の対応について  
武蔵野市議会基本条例第20条の規定に基づき、大規模な災害が発生した非常時においても、議会機能を維持するため、災害対策本部が設置されたとき若しくは震度5弱以上の地震が発生したとき又は緊急事態宣言等による対策本部が設置されたときの対応は、武蔵野市議会業務継続計画（議会BCP）のとおりとする。  
(R3.9.2議会運営委員会)  
(R5.2.27議会運営委員会 一部修正)
- 武蔵野市議会業務継続計画（議会BCP）別紙議会危機管理フロー「3 その他」(1)に定める、「あらかじめ議長が指名した者」について  
議会危機管理フローの「3 その他」(1)に定める、「あらかじめ議長が指名した者」とは、現議長の直前の議長経験のある議員とする。ただし、その者が副議長又は議会運営委員会の委員長若しくは副委員長の職にある者の場合は、さらに遡って議長経験のある議員とする。  
(R4.2.16議会運営委員会)  
(R5.2.27議会運営委員会 一部修正)

## 27 代表者会議

### 【課題】

- ア 各会派代表者会議についての規定
- イ 議会の予算要求に関する全会一致ルールについて

### 【提案内容】

- ア 議会基本条例第5条第5項に定めたものの、目的、手続、記録・公開の有無など、明文化されていない。議会の原則について定めたものであり、他の会議と同様に、規定すべき。
- イ 議会予算については、全会一致でないと要求できないとの暗黙のルール(?)が存在するとのことだが、ルールを明確に規定する必要があるのではないか。

### 【検討結果】

令和3(2021)年11月9日の議会運営委員会において、次のとおりの取扱いとすることで決定した。

- 各会派代表者会議について  
各会派代表者会議に係る取扱い等について、令和3年7月から行っている議会改革での議論を踏まえ、以下のとおりまとめるものとする。
  - 1 構成について
    - (1) 各会派代表者会議は、正副議長及び各会派の代表者をもって構成する。

(R3.11.9 議会運営委員会)
    - (2) 各会派代表者会議に出席する代表者数は、2～3人会派は1名、4～5人会派は2名、6人以上会派は3名とする。ただし、これは現状に合わせたもので、今後必要があれば再度協議する。

(H18.2.20 各会派代表者会議)
    - (3) 代理出席も認めるものとする。

(H7.5.9 各会派代表者会議)
  - 2 協議事項について  
先例により議会運営委員会の協議事項ほかの件を協議している。
    - (1) 議会関係条例、規程ほかのことでの申し合わせ等
    - (2) 会派に関すること。
    - (3) 海外視察に関すること。
    - (4) 記念行事に関すること。

- (5) 各種協議会等の加入に関すること。
- (6) 慶弔に関すること。
- (7) 市議会議員選挙後の初議会の運営に関すること。
- (8) その他

(R 3. 11. 9 議会運営委員会)

### 3 特別委員会の設置について

特別委員会の設置は、代表者会議において全会派一致によるものとする、と再確認を行った。

(S 54. 6 各会派代表者会議)

(再確認 H 18. 2. 20 各会派代表者会議)

### 4 見舞金について

見舞金については、これまでどおり、事案ごとに過去の経緯等も踏まえて、各会派代表者会議での協議によって決定する。

(H 25. 9. 17 各会派代表者会議)

## < 広報・広聴 >

### 28 広報・広聴

#### 【課題】

- ア 議会広報委員会の設置規程と所管事項の見直し
- イ 広報広聴の充実

#### 【提案内容】

- ア 広報広聴、特に広聴の役割が一層増大しており、条例に位置付けたものの、その役割（何をするのか、どの程度やるのか等）の議論がまとまっていない。議運で扱うべき内容との役割分担も明確ではない。また、中期的な見通しを立てて活動する必要性が出てきたため。
  - ・議運との役割分担について検討する。
  - ・欲張る必要はないが、任期ごとに目標を立てて着実に進めるための計画づくり
  - ・SNS活用
  - ・駅前や公共施設等でのPR活動
  - ・市民意見交換会開催との連動
  - ・議会だよりの在り方検討
  - ・その他
- イ 広聴は大切であるとし、議会広報委員会が担当するのか具体的に決める。

## 傍聴者の意見を聞く機会の検討

### 【検討結果】

令和4（2022）年4月13日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定したが、議会広報委員会による市議会だよりのリニューアル及び市民意見交換会等のあらゆる機会を通じて市民の広報・広聴に努めることを継続していくこととした。

## <ペーパーレス化>

### 29 ペーパーレス化

#### 【課題】

ア 議員ポストに配布される招集の案内や鑑文のペーパーレス化について

イ 議会でのペーパーレス推進

#### 【提案内容】

ア ペーパーレス化の一步を提案する。

イ 環境配慮と人件費削減（事務作業量の削減）のため。

- ・開会通知、委員会資料など会議システムにある文書は、紙で配布しないことを原則とする。
- ・紙で必要な人は、自分で印刷できるようにする。
- ・議案書付属資料も会議システムにアップできるよう総務課と調整する。

#### 【検討結果】

令和3（2021）年11月9日及び令和4（2022）年11月7日の議会運営委員会において、次のとおりの取扱いとすることで決定した。

- 本会議及び委員会の開会通知等のペーパーレス化について
- 1 本会議開会通知、再開通知及び委員会等（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会、議会広報委員会及び各会派代表者会議をいう。）開会通知（中止通知等、開会通知に準じるものを含む。以下「開会通知」という。）については、議員又は委員に発出する際は、紙によるポスティングを省略する。
- 2 開会通知データの会議システム（武蔵野市議会タブレット型端末機使用基準（平成30年8月15日実施）第2条第1号に定める会議システムをいう。）への掲載をもって、議員又は委員へ

到達したものとみなす。

3 上記の取扱いは、令和3年第4回定例会に関するものから開始する。

(R 3 . 11 . 9 議会運営委員会)

(R 4 . 11 . 7 議会運営委員会)

## < 事務局体制 >

### 30 事務局体制

#### 【課題】

事務局体制の充実（人員増）

#### 【提案内容】

課題に記載のとおり

#### 【検討結果】

令和3（2021）年11月16日の議会運営委員会において、現行のとおりとすることで決定した。

## < 会議体の権限 >

### 31 会議体の権限

#### 【課題】

議会広報委員会、全員協議会、各会派代表者会議、議会運営委員会の権限、在り方について

#### 【提案内容】

各委員会は議決権を有していないと認識している。一方、討議の内容によっては結論を出すことが要求される場面も想定され、その際の決定方法が規定されていない。

#### 【検討結果】

令和4（2022）年7月20日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定した。

## 第12 おわりに

令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度における議会改革の検討結果の報告は、以上のとおりです。今回の改革を通じ、武蔵野市議会BCPを作成したほか、会議中の水分補給を可能とし、また、傍聴人による電子機器の使用を可能とするなど、様々な改革が実現しました。また、会派に属さない議員の取扱いや議員間討議に関する取扱いを修正し、より多様で柔軟な議会運営が可能となりました。加えて、市民と議会との意見交換会では、初めてオンライン方式を併用し、多数の参加者から貴重な御意見をいただくことができました。

一方、欠席規定・議員報酬の減額や、広報・広聴の充実、委員会構成や議長選挙など、協議を継続していくこととした項目も少なくありません。今後は、更なる改革に向けて、今回明らかになった課題を引き続き検討するとともに、新たな視点での課題提案を受けて、引き続き不断の協議を続けていくことが求められます。

最後になりましたが、市民意見交換会において貴重な御意見をいただいた参加者の皆様、及び調査事項に詳細に御回答いただきました多摩地域の市議会事務局の皆様に、厚く御礼申し上げます。



武蔵野市議会改革検討結果について（報告）

発行 令和5（2023）年2月

編集 武蔵野市議会

住 所 武蔵野市緑町2-2-28

電話番号 0422（60）1883

メールアドレス ofc-gikai@city.musashino.lg.jp